

# 有限責任中間法人 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会 専門医認定制度施行細則

## 第1章 運 営

第1条 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会専門医認定制度規則の施行に当たり、規則に定められた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

## 第2章 専門医指定施設の認定

第2条 専門医指定施設の認定を受けようとする施設は、次の各項に定める申請書類の正本1通および副本1通を、専門医制度委員会に提出しなければならない。

1. 専門医指定施設申請書
2. 施設内容説明書

第3条 専門医指定施設は、専門医認定制度規則第3章第4条に定める以外に、原則として次の各項の条件をそなえていなければならない。

1. 高気圧酸素治療部、又はそれに準ずる部門があり、各種患者を診療していること。
2. 高気圧酸素治療に関わる専門医が常駐していること。

## 第3章 専門医指定施設の更新

第4条 専門医指定施設の更新を申請する施設は、有効期間満了年の申請期間に、次の各項に定める申請書類の正本1通および副本1通を、専門医制度委員会に提出しなければならない。

1. 専門医指定施設更新申請書
2. 施設内容説明書

## 第4章 専門医の認定

第5条 専門医の認定を受けようとする者は、次の各項に定める申請書類の正本1通及び副本1通を、別に定める申請手数料とともに、専門医制度委員会に提出しなければならない。

1. 専門医申請書
2. 履歴書
3. 医師免許証(写)
4. 会員歴証明書(専門医認定制度規則第7章第12条ただし書きの者はそれを証明するもの)
5. 専門医診療実績表

第6条 専門医の認定は次の2段階の審査によって行うものとする。

1. 診療歴・診療実績審査(専門医認定制度規則第7章第12条に基づく)

2. 筆記及び口頭試験を行う

## 第5章 専門医の更新

第7条 専門医の更新を申請する者は、有効期間満了年の申請期間に、次の各項に定める申請書類の正本各1通及び副本各1通を、別に定める申請手数料とともに、専門医制度委員会に提出しなければならない。

1. 専門医更新申請書
2. 履歴書
3. 専門医資格取得後5年間における会費納入証明書
4. 専門医資格取得年の前年の7月1日以降5年間の業績目録

なお、業績目録においては、専門医制度委員会が定める配点に従い、総得点 150 点以上の業績目録を提出しなければならない。そのうち少なくとも 100 点は、日本臨床高気圧酸素・潜水医学会総会において取得しなければならない。

5. 申請締切時において、満 65 歳以上の専門医は、申請時点より遡る5年間に日本臨床高気圧酸素・潜水医学会総会に3回出席したことを証明するもの(参加証など)の提出をもって、本条4項の業績にあてることができる。

第8条 専門医の更新にあたり、特別の理由により5年間で総得点 150 点に満たない者は、有効期間満了年の申請期間に、次の各項に定める書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

1. 専門医更新猶予申請書(書式自由)
2. 更新猶予申請理由を証明するもの

第9条 前条により、更新猶予が認められた者は、有効期間満了年の2年後の申請期間に、第7条に定める手続きをとらなければならない。なお、その際提出する業績目録は、専門医資格取得年の前年の7月1日から7年間で総得点 210 点以上の業績を記載しなければならない。そのうち少なくとも 140 点は日本臨床高気圧酸素・潜水医学会総会において取得しなければならない。

この場合の更新後の専門医資格有効期間は、3年間とする。次の更新に関しては、有効期間3年間で総得点 150 点以上の業績を記載しなければならない。

第10条 専門医制度委員会は、必要に応じて、専門医更新申請者に対し第7条に定める書類の記載内容について、説明を求めることができる。

## 第6章 専門医及び専門医指定施設の申請

第11条 専門医の新規認定申請の手続きは、第5条に従い、次の通りとする。

1. 高気圧酸素診療歴審査:毎年1月1日から2月末日までの期間に第5条第1項から第4項までの申請書類を専門医制度委員会に提出する。

2. 診療実績審査:1. の高気圧酸素診療歴審査に合格した申請者は、同年5月1日から6月 30 日までの期間に第5条第5項の申請書類を専門医制度委員会に提出する。

3. 筆記試験:2. の診療実績審査に合格した申請者は、委員会の定める期日に行われる筆記及び口頭試験を受験する。

4. すべての審査は、毎年、その年の総会までに完了しなければならない。

第12条 専門医の更新申請および更新猶予申請は、毎年4月1日から6月 30 日までとする。

2. 専門医指定施設認定申請は、新規および更新とも毎年4月1日から6月 30 日までとする。

第13条 申請手数料は次の通りである。

専門医申請手数料 10,000 円

専門医更新手数料 10,000 円

第14条 既納の申請手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第15条 申請先および申請手数料送金先

〒164-0001 東京都中野区中野2-2-3

株式会社へるす出版事業部内 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会事務所

## 第7章 認 定 料

第16条 専門医認定証の交付を受ける者は、認定料として、新規 30,000 円、更新 10,000 円を納付しなければならない。

第17条 既納の認定料は、いかなる理由があっても返却しない。

## 第8章 付 則

第18条 この細則の変更は、専門医制度委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければならない。

第19条 この細則の実施に関して生ずる疑義については、理事会が審議する。

第20条 この細則は平成 19 年 1 月 10 日から施行する。